令和４年１月11日（水）

関係会員各位

（公社）福島県トラック協会

会　長　　佐　藤　信　成

**「新たな特殊車両通行制度」説明会及び質疑応答会の開催について**

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に関しまして格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全日本トラック協会より、令和４年４月１日施行の新たな特殊車両通行制度について、トラック運送事業者に対して説明会により具体的な内容の周知を図り、質疑応答により疑問点や不明点などを解消することで、新制度の理解を深めると共に事業者が新制度を利用開始しやすい環境を整えることを目的として、説明会及び質疑応答会を開催するとの案内が来ております。

**１.　説　明　会**

　国土交通省 道路局 道路交通管理課を講師として、オンデマンド配信による動画での説明会を実施します。

（１）配　信　内　容

　　　「新たな特殊車両通行制度について」（仮題）

　　　　講 師：国土交通省 道路局 道路交通管理課　様

（２）配　信　方　法

　　　　オンデマンド配信

（３）配　信　期　間

　　　　令和４年１月25日頃からの配信を予定

**⇓**全日本トラック協会HP**⇓**

<https://jta.or.jp/member/anzen/oogata.html>

　　　　　　※動画配信を閲覧するためにはパスワードが必要です

**2.　質　疑　応　答　会**

**説明会の動画を閲覧された上で**、質疑がある事業者に向け、全日本トラック協会と各都道府県トラック協会をWEB会議システムで接続し、リモート形式にて、国土交通省と事業者との質疑応答会を開催します。

**（１）開 催 日・開　催　場　所**

**令和４年２月１日（火）１３時３０分～１６時３０分**

**（公社）福島県トラック協会　県中研修センター**

**（２）対　象**

**説明会の動画を閲覧した上で質疑がある事業者、質疑応答の視聴を希望する事業者**

**※質疑の内容は、新制度に関することに限ります。**

**申　込　書（2.質疑応答会）**

（1）事業者名

（2）所属支部(〇で囲む)　県北　県中　県南　会津　相双　いわき

（3）氏　　名

（4）電話・FAX番号　　　　　　　　　　　　　、

問い合せ先　（公社）福島県トラック協会　適正化事業部　　菅野(誠)・森口

TEL：024-558-7755　FAX:024-558-7731